

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 1 7 号
件 名	新潟市議会基本条例の遵守を求めることについて
要 旨	<p>私は6月議会並びに9月議会に①及び②の陳情を行いましたところ、AとBの通知をいただきました。</p> <p>当陳情に関し意見陳述を付して陳情するも、その機会を得ることはできませんでした。平成23年3月23日施行の条例第34号新潟市議会基本条例に鑑み、今般の対応は著しい条例違反であります。</p> <p>新潟市議会基本条例第8条第3項には「議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けます。」と明記されているにもかかわらず、陳情者から意見を全く聞かずA及びBの処理としました。</p> <p>かかる行為は、新潟市議会基本条例に著しく抵触する作為でありますゆえ、新潟市議会基本条例を遵守するよう陳情いたします。</p> <p>①陳情第103号 B R Tに関係した新潟交通社員の刑事事件の真相解明について</p> <p>②陳情第107号 元新潟交通のB R T担当社員の不祥事に対する議会への説明の有無の確認を求めることについて</p> <p>A 刑事事件の真相解明とあり、議会は司法の立場ではないため、議会による審査にはなじまないため、委員会には付託しない。</p> <p>B 9月1日に新潟交通から議長への経過の説明があり、9月2日議長から各会派の代表者に報告があったため、委員会には付託しない。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 26 年 10 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 26 年 9 月 26 日 第 3 1 0 号